

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人三重大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表するとともに、環境大臣に通知する。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、産業廃棄物処理に係る契約のうち、該当するものは以下のとおり。

○省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

省エネルギー改修事業（ESCO事業）1件について、省エネルギー対策及び二酸化炭素の排出削減に基づくシェアード・セイビングス契約を締結した。

○産業廃棄物処理に係る契約

産業廃棄物処分業務及び産業廃棄物収集・運搬業務の2件について、入札参加者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限し、契約を締結した。

なお、電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については該当する環境配慮契約がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省主催の環境配慮契約法基本方針説明会及びグリーン購入法基本方針に係るブロック別説明会に参加した。
- 学内に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。